

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の 施行期日を定める政令概要

1 概要

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 94 号）の施行期日を平成 29 年 6 月 1 日とするもの。

2 参照条文

○公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成 28 年 12 月 2 日法律第 94 号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略